



# ～ともに～皆心一つに



熊本地震で命を落とされた方々に、心中よりお悔やみ申し上げます。  
おさまらぬ地震に不安な毎日を過ごされておられる被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。



講師 成田幸子氏

## 第12回公開学習会 (3月25日)

「子どもの命と人権を守る福島の子」の歩み  
～被災者としてかかわって～

と題し、成田幸子さんにお話しいただきました。

1995年9月に「成田部活動訴訟を支援する会」が結成され、会津民主教育研究所を核として、全県の教職員、保護者学者等約70名で結成され、一年後の96年には200名近い会員数になりました。会は裁判傍聴支援と公正な判決を求める署名活動を展開し、1997年1月福島地裁会津若松支部で全面勝訴、12月仙台高裁で和解が成立したことを受け、会の活動を終わりました。

1997年12月「成田部活動訴訟を支援する会」の精神を継承するとして、『子どもの命と人権を守る福島の子』が発足・設立されました。

### 教育学者：スホームスリンスキーの言葉

「スポーツを全児童の体育の手段から個人的成功を目指す闘いの手段に変えてはならない。スポーツの課題ができることできない子に分けてはならない。学校の偽りの名誉のために騒がしく争って、不健康な欲望を燃え立たせてはならない。」

#### 会の目的

- 1、子どもの命と人権が大切にされる学校の具現化
- 2、現在学校に生じている体罰や事故など、子どもの命と人権を脅かす様々な問題を解決するための学習や提言および諸機関との交渉などを行う。



#### 会の主な活動内容

- 1、学校での事故防止および子ども達の人権が尊重される民主的な活動や科学的なスポーツ指導を求める提言・要求・交渉などを行う。
- 2、県の部活動改善のための政策を実効あるものにするために交渉を進める。
- 3、「子どもの命と人権」を守る訴訟に対して支援を行う。
- 4、学校教育ニュース、機関紙の発行を行う。

#### ☆ 被災者支援(主な支援)

- ① 福島県立石川高校プール事故
- ② 須賀川一中柔道部事故
- ③ 坂下町宮プール事故
- ④ 若松一校、パワハラ事件
- ⑤ 東北ラサル幼稚園園児死亡事件
- ⑥ その他 全国の熱中症事故をはじめとする大きな事故の被災者と直接会い、裁判を傍聴支援することなどを個人的に行い、会員に署名協力を呼びかけた

☆ 淡々と話された成田幸子さんのお話でしたが、やはり当事者のお話は胸にせまります。

☆ 当日は、バレーボールの夏季合宿でお嬢さんを亡くされた草野とも子さんもお出されました。

☆ 懇親会に参加された弁護士の方々が、当事者に色々な質問を投げかけ、心の痛みの深いことを改めて知る機会となりました。皆さまお疲れ様でした。

次回は、6月11日(土)第4回 総会です。(午後1時～2時)

今回は、シンポジウムを企画しました。

「学校重大事故の事後対応と学校安全のこれから」～学校事故対応に関する文科省指針をうけて～と題し、基調提案・コーディネーターを喜多明人氏、シンポジストに大貫隆志氏(ご遺族)、野村武司氏(獨協・山形・天童市いじめ自殺第三者調査委員会・元委員長)、原田敬三氏(弁護士)をお迎えします。



## 第16回 園・学校保健勉強会

主催：一般社団法人 日本外来小児科学会

後援：日本小児科医会 東京小児科医会 町田市医師会

日時：平成28年3月19日(土)14:00～18:00(13:30受付開始)  
20日(日)9:00～11:40(8:30受付開始)

会場：町田市医師会館 3階ホール

東京都町田市旭町1-4-5  
参加費：¥5,000(医師のみ当日徴収、その他の職種は無料)  
対象：小児に関わる職種(学生も含む)

### プログラム

- 1.一般演題(19日9～10演題、20日4～5演題の予定)
- 2.要望演題：「保育園・小学校における感染症サーベイランスを導入している地域での活用と今後の展開」

菅原民枝先生(国立感染症研究所)→19日

3.教育講演：「食物アレルギーと食事の管理」

長谷川実穂さん(独立行政法人国立病院機構相模原病院)→19日

4.特別講演：「友人関係をめぐる虚と実 ～学校の日常をどう生きているか?～」土井隆義先生(筑波大学大学院 人文社会科学部)→20日

懇親会(要予約で定員あり：有料)は19時半から南国酒家において

20日午前中の園・学校保健勉強会終了後、

12:00受付開始、12:30～16:00

第36回東日本外来小児科研究会も行われます。

連続して参加される方はお手数をおかけ致しますがお教え下さい。

日曜日のお昼のお弁当(有料：要予約)御用意もあります。

ご検討くださいませ。

「日本外来小児科学会」の縁をいただいて  
学校安全全国ネットワーク準備会の時から「日本外来小児科学会年次集会」の患者家族の会・支援の会のブースに出展するよう町田市医師会の豊田達樹医師から声がけをいただきました。横濱、福岡、大坂、仙台と四回(四年間)参加して参りました。第一回準備会時の参加では、林田和行さん・坂本珠恵さん・逗子の親友秋山寿子さんに応援を依頼し、原田敬三さん、浅見松子さんの協力を得て熱中症予防の訴えをし、準備会での学習会をテーマに起こし、資料として持ち込み、関心を持っていただきました。名古屋大学内田良准教授の学校事故死亡数とスポーツ別死

亡原因の分析結果を円形グラフにしたものを展示熱中症や頭部外傷(セカンドインパクト)への注意を呼びかけました。また、同時に展示した「脳脊髄液減少症」の展示では、次回集会から、直接出展する機会をいただきました。細々として他団体との交流でしたが、四年の月日を得て、今回は、左記の「園・学校保健勉強会」に参加させていただき、学校医の医師の方々の面識を得られたことは、今後の当会の大きな影響力となり、良い影響を得ることを確信します。望むことは、会としてもう少し確たる取り組みがなされることです。その為にも、会員が増員され、会の活発な活動がなされることを願っています。

文責 事務局長 浅見洋子

## 学校安全ネット臨時学習会

「学校事故対応に関する文科省指針の検会」

2016年4月22日(金) 午後2時～5時  
早稲田大学文学学術院39号館第7会議室にて開催されました。

喜多明人氏を講師に3月2日に出された文科省指針の特徴と意義、課題についてお話いただきました。

特徴について3点が示されました。

- ① 事故対応・初期対応の指針化
- ② 基本調査・詳細調査の指針化(詳細調査＝第三者調査委員会設置の指針化)
- ③ 被害児童生徒等の保護者対応の指針化

☆ レジメは総会資料に添付します。

## お知らせ!

学校安全全国ネットワーク設立以来開催してきました「公開学習会」の講演を基本に、今般

『みんなの学校安全』  
～いのちを大事にする社会へ～

と題した書籍をエイデル社から出版する運びとなりました。

著者は(講演者：堀井雅道氏・成田幸子氏・鈴木裕子氏・久山みちる氏・竹村睦子氏・小館映子氏・川上一枝氏・佐藤剛彦氏・櫻井光政氏)の九名の皆さまと、序文を代表の喜多明人が担当しました。(会の規約も掲載)

6月発行ということで、6月11日(土)の総会で手に取っていただけるよう準備しています。

平成25年4月2日（土）・3日（日）  
**学校事故・事件被害者全国弁護団**  
**第4回 勉強会** 於：長野県松本市中央公民館3階

2023年東京オリンピックの開催が決定し、スポーツにおいて選手強化がなされています。メダルを取ることはもちろん、国の名前を背負い舞台に立つために、スポーツ選手は、日夜練習を行っています。その中で、事故や指圧という名の暴力、無理な練習等、時には命が失われる事態が起きています。スポーツに命を懸ける一気持ちは分かりますが、もっと安全にできるはずですし、それはスポーツの進化ではないでしょうか。「そんなこと言ったら、子どものやることから大丈夫だよ」とつぶやいている方もいます。近年の児童虐待の増加判例や、方が一歩進んでしまった時の緊急対応など、数々の弁護士・研究者、あるいは職員の方々、被害者側のご意見を参考に、学校やスポーツのことを考えていきたいと思えます。明るく健全な学校・クラブ活動であることすべての人々の願いです。

4月2日（土）スポーツ事故の特殊性と判例 13:00～17:00  
 ①長野高校テニス部熱中症事件報告・議論 渡部 吉泰 弁護士（兵庫県） 13:10～  
 ②スポーツ振興センター共済の動き・経緯 杉浦ひとみ 弁護士（東京都） 15:40～  
 ③スポーツにケガはつきもの？一学校における重大事故を防ぐ 内田 良 名古屋大学准教授 16:10～

4月3日（日）事故直後の初動対応について 10:00～12:30  
 被害者や弁護士は、初動対応としてどう動くべきか。特に情報収集、スポーツ振興センターへの申請など。（上記時間は概ねの目安です）

18:00より、懇親会を予定しております。原宿様で行います。ホテルエニスタ・6階です。

勉強会・懇親会の申込み・お問い合わせ  
 弁護士 出井 博文  
 電話：080-5085-0858

主催 学校事故・事件被害者全国弁護団

**学校事故・事件被害者全国弁護団**  
**第四回 勉強会**

**日時** 二〇一六年四月二日（土）・三日（日）  
**場所** 長野県松本市中央公民館三階

**主催** 学校事故・事件被害者全国弁護団  
**担当** 出井 博文  
**アシスト** 澤田佳子 他

☆ ここでの会議の中で、報告された高校生の自死に日本スポーツ振興センターから死亡見舞金が支給された実績を定着させようとして、参加弁護士が中心となって文科省に申し入れをすることを決定した。下記はその報告です。

## 高校生の自死にセンター給付が認められた

4月2日～3日に松本で開催された『学校事故・事件被害者全国弁護団』の勉強会で重要な報告がされた。

従前は高校生の自死には日本スポーツ振興センター（以下センターと略）の死亡見舞金は支給されない取り扱いであった。例えば、平成19年5月東京で起きた男子生徒の飛び降り自殺事件（カンニングを見とがめられ、教室へ荷物をとりに戻るように指示され、教室へもどる途中窓から飛び降り自殺した事件）。さらに中学生時にいじめで解離性同一障害を発症した女子生徒が、転学後の高校2年生時に飛び降り自殺した事件のいずれも、センターの見舞金給付はなされなかった。

不支給の根拠は、省令であるセンター法施行令3条7項の「センターは高等学校及び高等専門学校の災害給付については、・・・学生が事故の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害、若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。」の規定であり、センター法3条の「学校管理下で発生した児童生徒等の災害に関する必要な給付等を行う。」の支給原則の例外規定として、存在し運用されてきた。

ところが平成3月15日、センター本部は2件のセンター支所が行った不支給決定を覆し、不服審査請求を容れ、死亡見舞金を支給するとの決定を出した。

1件目は平成25年11月14日に起きた自死事件である。「いじめと自殺の因果関係は明白に求められる」いじめ自殺事件であったが、センター福岡支所が不支給とした事件（代理人八尋光秀、迫田登紀子ほか）である。

2件目は、平成23年5月21日に発生した県立高校の野球部副部長の体罰を苦に男子生徒が自殺した事件で、センター名古屋支所が不支給とした事件（代理人野口善國）である。

センターの各支所の不支給理由は、高校生の自死は故意であり、自殺行為が「行為又はその

結果に対する認識がないような場合」に該当しない、精神的に追い詰められての自殺行動とは認められないという見解（立場）に立つ。要するに、施行例3条7項の形式定ないし機械的適用の結果の判断である。

3月15日の逆転判断の通知には詳しい理由は一切書かれていない。

「本件については...センター施行令3条7項における『故意に死亡したとき』に当たらないからことから、不支給決定を取り消し、死亡見舞金の支給を行うことを決定します。」とだけの記載である。事実関係の補充調査もない。

同種遺児案について同日付で逆転支流が決定されたことは、センターの取り扱いが変更されたとみてよいであろう。

最初に紹介したカンニング注意による自死事件は、センターを相手とする行政訴訟が戦われ、最高裁まで争われて本年4月に敗訴が確定している。しかし取り扱いが変更されたのであればこの事件の取り扱いも変更されるべきであろう。

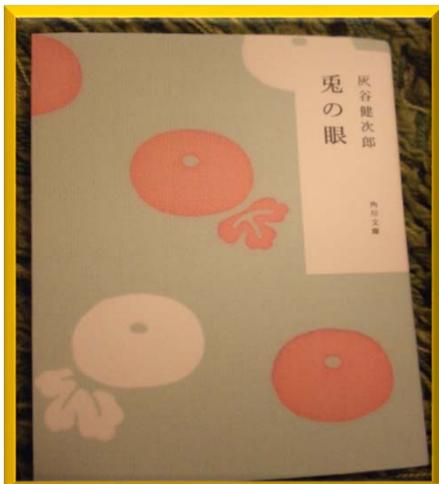
同じく2件目の事例も中学時のいじめが原因で精神障害を生じたのであれば、自死の時期が高校生時であろうとも、施行令3条7項を機械的に適用すること自体が疑問視され、施行令の機械的適用の不合理性がさらに際立つ。これも同じく支給されるべきことになる

高校生の自死は、選択の余地のないところにまで追い詰められた結果であって「正常な認識や行為選択能力が著しく阻害された状態で生じた」ことはいずれも共通する。この認識のもとでセンターの給付は公平に行われるべきことは行政の基本として重要な原則である。さらに、センターが取り扱いを変更している3.15以後においては、施行令3条7項を改廃することが正しい帰結であろう。

全国弁護団の副団長の野口・原田はじめ7名の弁護士と関係当事者は、4月22日、これら取り扱い変更を当然として運用にあたるセンターと文科省に書面で要請した。今後とも高校生の自死についてのセンターの取り扱いには注目していきたい。

文責 弁護士 原田敬三

# 安全ネットがおすすめするこの一冊！ Vol.8

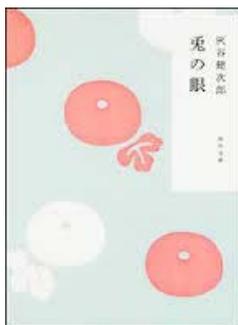


著者 灰谷健次郎  
 発売日 1998年3月20日  
 定価(税込) ¥648円  
 角川書店 文庫判

「兎の眼」 灰谷健次郎

たしか、小学生のときだったと思います。夏休みの課題か何かで読むように指示された「ガラスのうさぎ」(高木敏子)という作品と間違えて、この作品を読みました。あらためて読み返して、学校現場を取り巻くありとあらゆる問題が、淡々と描かれていることに気づきました。淡々と描かれている分、かえって、現実感をもって、胸に迫ってきます。学校とは、教師とは、障がいとは、差別とは、生きるとは……。学校安全を考えるうえで、学校現場の抱える悩みに目を向けることは欠かせないと思います。弁護士としても考えさせられることが多く、感動的な文学作品でありながら、ある意味、実務書、法律基本書の側面も併せ持つ一冊と思います。

文責 弁護士 鹿野麻美



《遊び心でご紹介…!》

## ☆ 学校安全ネット入会の御案内 ☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。  
 学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する  
 ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463  
 加入者名 学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先  
 学校安全全国ネットワーク  
 TEL 03-3511-5070  
 FAX 03-3511-5784  
 E-mail [uta@yoko-no-heya.jp](mailto:uta@yoko-no-heya.jp)  
 HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0071  
 東京都千代田区富士見  
 2-7-2  
 ステージビル1706号  
 南北法律事務所 内